

議案第 76 号

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 22 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 7 項中「）及び」を「以下この項において同じ。）に」に改め、「場合の」の次に「指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の」を加える。

第 17 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 48 条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附則第9項から第12項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定介護療養型医療施設において身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じることとすること等のため、この条例を制定するものである。